

奈良県立万葉文化館ミュージアムショップ商品代金に係るクレジットカード
決済対応業務

仕 様 書

平成30年3月

奈良県立万葉文化館

1. 総則

- (1) この仕様書は、奈良県立万葉文化館（以下「万葉文化館」という。）ミュージアムショップ商品代金に係るクレジットカード決済対応業務について明示するものである。
- (2) 受託者は、万葉文化館のミュージアムショップ商品代金に係るクレジットカード決済対応業務について安定かつ確実に履行するため善良なる管理者の注意を払い、契約内容に従い誠実にこれを実施しなければならない。
- (3) 本業務は、地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の制度に基づき委託するものである。

2. 目的

本業務は、万葉文化館ミュージアムショップの商品代金の支払にクレジットカード決済を導入することで、ミュージアムショップ利用者のサービス向上を図るとともに、ミュージアムショップの売上げ増加に貢献する。

3. 業務内容等

(1) 準備期間

- ① 受託者は、万葉文化館が指定する日までに受託体制の構築を行い、支障なく運用できるようにすること。ただし、委託者である万葉文化館の責めに帰すべき事由で運用が開始できなかった場合はこの限りではない。
- ② 円滑な業務の実施ができるよう、万葉文化館ミュージアムショップ担当職員に対する機器の操作等にかかる研修を事前に行うこと。

(2) 業務内容等

- ① 受託者は、自社で取り扱いのあるカードブランドについて、別のカード会社が発行するクレジットカードに付与されているブランドについても利用が可能であること。
- ② 受託者は、利用者が取り扱いのあるブランドが付与されたクレジットカードによる納付を申し出たとき、利用者が万葉文化館に対して有する債務を立て替えて、万葉文化館が指定する口座に、指定された日までに遅滞なく納付すること。なお、当該債務の収納にあたっては一旦全額を納付し、別途収納にかかる手数料を請求するものとし、その明細がわかる資料を添付すること。
- ③ クレジットカード決済に係る処理概要及び集計期間等は別紙①のとおりとする。
- ④ 受託者は、万葉文化館においてクレジットカードが利用できるカードリーダー機器（以下「機器」という。）をミュージアムショップに1台以上設置すること。

決済端末については、概ね下記の点を考慮すること。

- ・ ICカード、磁気カード共用とし、他ブランドカードとの共同使用が可能なものとする
- ・ 耐久性があり、清潔感が保持できるもので、卓上のコンパクト式であること。
- ・ カード決済承認票が、必要な枚数、用紙に印字出力されること。
- ・ プリンタ用紙の交換・補充等が、簡便で随時可能であること。
- ・ 決済端末の表示画面でも、決済承認済が確認可能であること。
- ・ 回線障害に対応するデータ蓄積機能やセキュリティ対策を有すること。
- ・ その他、詳細は、設置時に万葉文化館総務課と協議すること。

- ⑤ 万葉文化館は、受託者と専用回線を結び、クレジットカードによる利用状況を速やかに受託者に提供すること。

4. 費用負担等

(1) 費用負担、メンテナンス等

受託者は、機器の設置及び利用明細書等の消耗品に係る経費等、決済業務に係る一切の経費を負担すること。ただし、万葉文化館と受託者との間で結んでいる専用回線の敷設及び使用に係る経費は万葉文化館が負担することとし、設置場所は無償で貸与する。

(2) 利用料の立て替え払いについて

受託者は、本業務で決済した万葉文化館ミュージアムショップ商品代金を毎月15日及び毎月末で取りまとめ、15日締め切り分については同月末日までに、月末締め切り分については翌月15日までに、万葉文化館の指定する口座に振り込むこと。

(3) 手数料の支払いについて

万葉文化館は、上記(2)の利用料を確認後、当該利用料に受託者の提示する手数料率を乗じた手数料を受託者に支払う。受託者は、手数料額に1円未満の端数が生じた場合の処理方法について明示すること。

5. 企画提案書について

(1) 提出方法等

説明書を参照のこと。

(2) 作成要領等

各様式、及び作成方法については、別紙②「作成要領」を参照のこと。

6. その他

(1) 受託者は、本業務に係る問い合わせ窓口担当者を選任し、万葉文化館に届け出ること。

(2) 受託者は、業務上知り得た秘密や利用者のプライバシーに関することを他に漏らしてはならない。また、職を退いた後においても同様とする。(別紙③「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。)

(3) 受託者は、本業務に一切の責任を負い、受託者の責により損害が発生した場合は、損害に相当する賠償をすること。

(4) 万葉文化館は、受託者の業務内容、納付内容等について報告を求める等必要な措置を行うことができる。

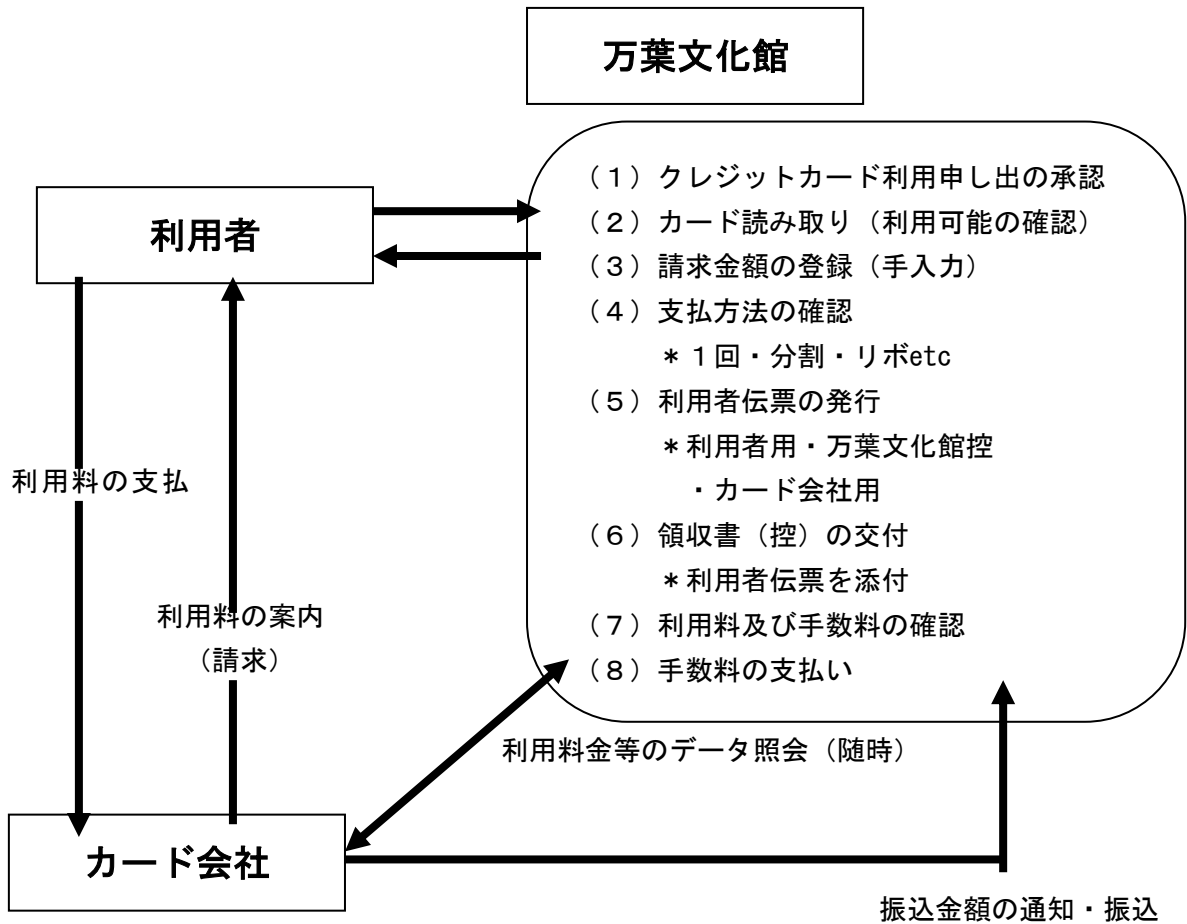
(5) この仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、万葉文化館と受託者双方が協議して決定する。

(6) 受託者選定後、万葉文化館と受託者の間で、本業務にかかる契約を締結する。

(別紙①)

クレジットカード決済に係る処理概要及び集計期間等について

(1) 処理概要



(2) 集計期間及び締日等

カード会社	支払方法	集計期間	入金日	手数料支払日
VISA Master JCB AMEX ダイナース 等	1回払い 分割払い リボルビング 等	月初日～15日 15日～月末日	当月末日まで 翌月15日まで	入金日から 30日以内 全額立替方式